

令和7年度事業計画

(令和7年7月1日から令和8年6月30日まで)

基本方針

当協会は、昭和60年に法務省の認可の下、公共嘱託登記の適正かつ迅速な処理を目的として設立されました。また、平成25年には公益法人へと移行し、より一層の公益性を求められる組織へと変化しつつ40年の歴史を重ねておりますが「不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する」という設立時からの使命と目的は今後も変わることはありません。

今年度においても令和2年に改正された土地基本法を軸とした民法改正の主旨を踏まえながら、公有地における管理不全地の解消と所有者不明土地発生予防を念頭に、官公署用地担当者を対象として各自治体のニーズに合わせた出前講座を企画したいと考えております。また、登記所備付地図作成事業も処理体制と効率化の検討を図りながら、精度の高い地図を作成し筆界をめぐるトラブル解決と未然防止に努めて参ります。

さらには、本年4月に改正された公益法人制度に則り自律的ガバナンスの充実と更なる透明性向上を目指して参ります。また、社員個々の研鑽と資質の向上を図ると共に不特定多数の利益の増進に寄与するため次の事業に取り組んで参ります。

1. 公共嘱託登記に係る受託事業
2. 地図整備の促進に係る受託事業
3. 境界や不動産登記法に関連する知識の普及啓発事業
4. 災害等における復旧・復興に向けた支援

<総務部>

1. 公益法人としての法令遵守、内部統治のさらなる充実を図るための活動
 - ア. 法令及び諸規則の内容と事務処理が円滑に図れるよう、運用マニュアルの検討を行う。
 - イ. 各種説明会、研修会に参加し情報収集を行う。
 - ウ. 各部が行う事業活動に対して連携を図る。
2. 情報開示に関する活動
ホームページを介しての情報公開を行う。
3. 関係団体との連携強化
 - ア. 土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟との協力関係を図る。
 - イ. 全公連、東公連及び各県協会並びに他士業との情報交換や交流を図る。

<経理部>

1. 公益法人として法令を遵守し、適正な会計処理と予算執行を行う。
2. 法令及び規則に沿った運営体制の構築、円滑な事務処理の検討を行う。
3. 健全な協会の体制維持に必要な運営費用の検討を行う。

<業務部>

1. 官公署が行う嘱託業務についての適正な対応
 - ア. 受託業務の円滑な処理を推進し、併せて業務処理の効率化を図る。
 - イ. 登記所備付地図作成事業の円滑な遂行に向けて適正な対応を行う。
2. 受託業務の処理に関する対応
 - ア. 業務管理基準に従い業務の適正指示及び業務管理を行う。また、業務管理システムの活用によって工程管理、納期管理の徹底を図る。
 - イ. 業務成果の適正管理と有効活用を図るため、GIS情報の蓄積を推進する。
 - ウ. 地図作成に関する成果の向上と効率化の検討を行う。
 - エ. 関係官公署との打合せを綿密に行い、適正な業務処理に努める。
3. 電子データ化した郡山市道路境界査定資料の、当協会GISによる一般公開を推進する。

<企 画 部>

1. 学識経験者等を講師とした社員・国民を対象とする講座を開催する。
2. 相談会の開催
 - ア. 国民を対象とする「境界問題や不動産の登記」に関する相談会を開催する。
 - イ. 官公署等からの相談に対応する。
3. 災害時における応急対策業務の支援体制を構築する。
4. 福島県歴史資料館収蔵資料の有効活用を推進する。
5. 官公署に対し講師を派遣する。
6. 「不動産に係る国民の権利の明確化」に関する普及啓発活動を推進する。